



上野法科ビジネス専門学校で初開催！ 留学生を対象とした租税教室を開催しました

千葉県租税教育推進協議会では、平成29年4月6日(木)と12日(水)に、学校法人上野法律学園 上野法科ビジネス専門学校 において、情報ビジネス学科のアジア8か国からの留学生を対象に租税教室を開催し、延べ約300名が受講しました。

同校での租税教室の開催は初の試みで、千葉東税務署の 青木 敏江 税務広報広聴官が講師を務め、通訳秘書などの資格を取得し、日本での活躍を目指している留学生に、ビジネスパーソンとして知っておきたい税知識を「暮らしを支える税」と題して分かりやすく説明しました。

学生からは、飲み水が水道水として提供されているのにも税金が使われていることを改めて実感したという感想や、給与から源泉徴収される所得税と通知によって納めている住民税の違いについての質問があり、身近な税金への関心の高さを感じることができました。



留学生約50名ずつ、計6回の授業を行いました



真剣な表情で講師の話に耳を傾けていました



パネルやアニメを使い、分かりやすく説明しました



授業の後に新聞社とCATVの取材を受けました

上野法科ビジネス専門学校 情報ビジネス学科

留学生が語学を活かして日本で活躍するためのスキルを高め、「資格」という目に見える形で能力をアピールできるよう、仕事を理解し会社に貢献する「通訳秘書」としての就職を目指しています。

■ このプレスリリースに関するお問合せ先

千葉東税務署 税務広報広聴官 青木・菊池
TEL：043-225-6811（内線290・291）

※ 自動音声案内に従い「2」を選択してください。



マイナンバーカードで
e-Tax